(ホームページ掲載日:令和4年12月5日)

開催				<u> </u>	(ホームページ掲載日:令和4年12月5日)	
開催日及び場所				令和4年9月15日(木) 横浜植物防疫所	会議室	
委員				嶋矢 剛 (公認会計士)		
				田中 康晃 (弁護士)		
				吉武 雅子 (大学講師)		
審議	対象期間			令和3年10月1日~令和4年3月31日		
変談	対象案件			39件 うち、1者応札案件 9件		
田田	/川岑木丁			契約の相手方が公益法人等の案件 0件		
_		_		10件 うち、1者応札案件 3件		
抽出	案件			(抽出率25.6%) (抽出率33.3%)		
抽出案件				契約の相手方が公益法人等の案件 0件		
				(抽出率0%)		
		一般競争		2 件 うち、1者応札案件 2件		
	工事			契約の相手方が公益法人等の案件	0件	
			公募型指名競争	_		
		名競	工事希望型競争	_		
			その他の指名競争	_		
		随意	契約	-		
	業務	一般	競争	-		
			公募型競争	_		
		名競	簡易公募型競争	_		
抽		争	その他の指名競争	_		
案			公募型プロポーザル	-		
件		随意	簡易公募型プロポーザル	-		
内訳		契	標準型プロポーザル	_		
~ `		約	その他の随意契約	-		
				8件 うち、1者応札案件 1件		
	物品・役務等	一般競争		契約の相手方が公益法人等の案件 0件		
		指名競争		-		
		随意契約 (企画競争・公募)		-		
		随意	契約 (その他)	0 件 契約の相手方が公益法人等の案件	0件	
	(特記事項)			特になし		
委員	からの意見・質	問、そ	それに対する回答等	意見・質問	回答等	
委員	からの意見・質	問、そ	それに対する回答等	意見・質問 横浜植物防疫所新山下第2庁舎トイレ改修工事	回答等	
委員	からの意見・質	問、そ	それに対する回答等		回答等	
委員	からの意見・質	問、者	それに対する回答等	横浜植物防疫所新山下第2庁舎トイレ改修工事		
	からの意見・質	問、者	それに対する回答等	横浜植物防疫所新山下第2庁舎トイレ改修工事 ・特殊な案件ではないと思われるが1者応札の要因	を・便器等を交換する一般的な工事であり、入札時期や 施工期間も含め原因は特に考えられない。	
委員	からの意見・質	問、名	それに対する回答等	横浜植物防疫所新山下第2庁舎トイレ改修工事 ・特殊な案件ではないと思われるが1者応札の要因 どうとらえているか。 神戸植物防疫所関西空港支所輸入検査室ビニールカ	を・便器等を交換する一般的な工事であり、入札時期や施工期間も含め原因は特に考えられない。 一	
委員	からの意見・質	問、名	それに対する回答等	横浜植物防疫所新山下第2庁舎トイレ改修工事 ・特殊な案件ではないと思われるが1者応札の要因 どうとらえているか。 神戸植物防疫所関西空港支所輸入検査室ビニールカ テン交換工事	を・便器等を交換する一般的な工事であり、入札時期や施工期間も含め原因は特に考えられない。  ・特殊な工事ではないが、空港島内は立入制限地域があり、立ち入りには許可が必要である。 ・検査室は物流を阻害せず青果物や花を検査場に持ち込めるようにドアではなくビニールカーテンで出入り	
委員	からの意見・質	問、右	それに対する回答等	横浜植物防疫所新山下第2庁舎トイレ改修工事 ・特殊な案件ではないと思われるが1者応札の要因 どうとらえているか。 神戸植物防疫所関西空港支所輸入検査室ビニールカ テン交換工事 ・1者応札となっているが特殊な工事か。	を・便器等を交換する一般的な工事であり、入札時期や 施工期間も含め原因は特に考えられない。 - ・特殊な工事ではないが、空港島内は立入制限地域が	
长女	からの意見・質	問、名	それに対する回答等	横浜植物防疫所新山下第2庁舎トイレ改修工事 ・特殊な案件ではないと思われるが1者応札の要因 どうとらえているか。 神戸植物防疫所関西空港支所輸入検査室ビニールカ テン交換工事 ・1者応札となっているが特殊な工事か。	を・便器等を交換する一般的な工事であり、入札時期や施工期間も含め原因は特に考えられない。  ・特殊な工事ではないが、空港島内は立入制限地域があり、立ち入りには許可が必要である。 ・検査室は物流を阻害せず青果物や花を検査場に持ち込めるようにドアではなくビニールカーテンで出入りできるようになっている。検査室は3部屋あり、そのできるようになっている。検査室は3部屋あり、その	
K. E.	からの意見・質	問、名	それに対する回答等	横浜植物防疫所新山下第2庁舎トイレ改修工事 ・特殊な案件ではないと思われるが1者応札の要因 どうとらえているか。 神戸植物防疫所関西空港支所輸入検査室ビニールカ テン交換工事 ・1者応札となっているが特殊な工事か。 ・具体的にはどのような工事か。  貨物自動車交換契約(新潟支所・千葉出張所)	を・便器等を交換する一般的な工事であり、入札時期や施工期間も含め原因は特に考えられない。  ・特殊な工事ではないが、空港島内は立入制限地域があり、立ち入りには許可が必要である。 ・検査室は物流を阻害せず青果物や花を検査場に持ち込めるようにドアではなくビニールカーテンで出入りできるようになっている。検査室は3部屋あり、そのビニールカーテンを全て交換する。  た・入札前に業者から聞き取りを行っていたことから網	
<b>未</b>	からの意見・質	問、右	それに対する回答等	横浜植物防疫所新山下第2庁舎トイレ改修工事 ・特殊な案件ではないと思われるが1者応札の要因 どうとらえているか。 神戸植物防疫所関西空港支所輸入検査室ビニールカ テン交換工事 ・1者応札となっているが特殊な工事か。 ・具体的にはどのような工事か。  貨物自動車交換契約(新潟支所・千葉出張所) ・業者から半導体不足で応札が難しい等の話はあっ	を・便器等を交換する一般的な工事であり、入札時期や施工期間も含め原因は特に考えられない。  ・特殊な工事ではないが、空港島内は立入制限地域があり、立ち入りには許可が必要である。 ・検査室は物流を阻害せず青果物や花を検査場に持ち込めるようにドアではなくビニールカーテンで出入のできるようになっている。検査室は3部屋あり、そのビニールカーテンを全て交換する。  た・入札前に業者から聞き取りを行っていたことから約車に期間を要することは確認しており、通常より長い	

	ガス検知警報器外保守点検業務	
	<ul><li>・前年は入札をしていないとのことだがどういう理由か。</li></ul>	・前年度より使用する機器が増えたため、点検数も均え、入札を行う予定価格となった。
	<ul><li>一般的な点検業務と思われるが応札者が少ない原因をどうとらえているか。</li></ul>	・前年までは見積合わせによる随意契約であり、今日は入札を行うことにより新規参入があると期待はしていたが結果は出入りの業者の2者であった。
	蒸留水製造装置外 5 点売買契約 ・落札者は過去の理化学機器購入の入札では応札して いないようだが新規参入の業者か。	・当入札の納品先は全て北海道内であり、落札者は木 幌市に所在する会社である。 過去に同地域のみが納品先となる入札案件がなかったことから入札への応札はないが、少額契約の実績が
	・理化学機器購入の入札は応札者が限定的であること から今後も同様の入札は行えないのか。	ある。
	光波干渉式ガスモニター5台売買契約	
	人工気象器外2点売買契約 ・過去応札実績のある2者のみの応札となっているが やはり他者の応札は難しいものか。	・地域で対応可能な業者は限定的であるが応札可能な 業者は他にも存在すると考えている。しかし、業者が 落札の可能性が少ない入札に応札しない選択があるこ とも理解している。
	・過去の実績から各業者がどの理化学機器の販売が得意分野か分かると思うが、得意分野別に入札を行った 方が安価に調達できるのではないか。	・その可能性もあるが、常態化すれば今以上に競争な
	名古屋植物防疫所電話主装置外 1 式売買契約	
	・落札率が低い要因をどうとらえているか。	・予定価格は複数業者の参考見積から市場価格を確認して作成したが、うち比較的高額な機器での参考見利があった。仕様を満たした機器であったため、予定价格作成の参考に含めたことからその差と思われる。
	・仕様を満たすとのことだが、国の機関の電話装置で あればより能力の高い機器を導入すべきと思われる。 仕様はどうなっているか。	・仕様については事前に業者と相談しており、現在当として製造されている中で現有機器以上の能力を有したうえで当所の希望する能力を有した機種となるように作成したものである。
	恒温振とう培養機外売買契約	
	・具体的にどのような機械か。	・当機器は微生物を恒温状態で振動させて培養する核器、その他機器のうち、オートクレーブは高温高圧な蒸気で滅菌する機器であり、いずれにしても検査や研究に使用する。
	・神戸では理化学機器を扱う業者は多いのか。	・過去で3者応札の例もあったが、ほとんどの入札だ 1者または2者の応札であり、多い訳ではない。
	前回と同様に理化学機器の契約については継続して 確認していく必要がある。	・分かりました。
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし	

(注)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)をいう。